

鹿 児 島 県 公 報

令和8年9月25日（金）第757号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 保安林の指定予定の通知（3件）（森づくり推進課取扱い） 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービスの事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 2

公

告

- 一般競争入札公告（管財課取扱い） 3

告

示

鹿児島県告示第534号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和8年9月25日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩郡さつま町二渡字嵐山3327番1、3327番2、字生楠3395番15、3395番25、3395番28、3395番29、3399番、3400番2、3402番4、3402番5、3403番、3406番、3416番1、字轟山3418番1、3418番7、3418番9、3418番10、字米山3451番1、3451番12、3451番13、3451番16、3451番20、3451番21、3451番24から3451番28まで、3451番30から3451番32まで、3451番34、3458番1、字樟脳山3476番1、3478番1、3478番3、3478番4、字松下3512番1、字犬拔山3532番3、3561番1、3566番5

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第535号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和8年9月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿屋市上高隈町4398番（次の図に示す部分に限る。）、4410番 1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第536号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和8年9月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市入来町副田字辻原2108番
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大隅地域振興局告示第37号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和8年9月25日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
グループホームこはる	鹿屋市札元一丁目24-33ピュアル1 101号室	株式会社友知開発	鹿屋市寿一丁目3番21号	松脇 政友	令和8年8月31日	共同生活援助

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 8 年 9 月 25 日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
定電流調整器用電源装置（C C R－U）蓄電池 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年鹿児島県告示第 416 号）第 3 条又は第 4 条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890－8577

電話番号 099－286－3826

ファックス番号 099－286－5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 8 年 9 月 25 日から同年 10 月 9 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも

のとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和8年11月5日午前10時30分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年11月5日午前11時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(7)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあっては、記名したもの）の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

UPS Battery for Constant Current Regulator (CCR):1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

10:30 a.m. 5 November 2026

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643